



# 道路ニュース

THE ROAD NEWS No. 617

令和3年4月号

発行所 全国道路利用者会議  
〒100-0013  
東京都千代田区霞ヶ関3-3-1  
尚友会館6階  
電話 03-3501-5611(代)  
発行人 小林 勉  
定価 20円(会員の購読料は会費を含む)

8月10日は「道の日」

## 令和3年度 道路関係予算配分概要

### 事業費 2兆2,351億円

配分総括表 (単位: 百万円)

区分	令和3年度配分額			国庫債務負担行為 (ゼロ国債)		
	本省配分	一括配分	計	本省配分	一括配分	計
直轄事業	912,343	548,535	1,460,878	67,619	34,361	101,980
補助事業	771,397	2,825	774,222	1,627	-	1,627
合計	1,683,740	551,360	2,235,100	69,246	34,361	103,607

(注) 事業費ベース  
○上記の他に以下がある。  
※1. 調査費、諸費等  
※2. 防災・安全交付金(国費8,540億円[対前年度比1.09(臨時・特別の措置を除く)]、社会資本整備総合交付金(国費6,311億円[対前年度比0.87(臨時・特別の措置を除く)])があり、地方の要望に応じて道路整備に充てることができる。  
※3. 東日本大震災からの復旧・復興対策事業として、社会資本整備総合交付金(国費77億円[対前年度比0.06])があり、地方の要望に応じて道路整備に充てることができる。

直轄事業 整備局別配分内訳表 (単位: 百万円)

区分	令和3年度配分額			国庫債務負担行為 (ゼロ国債)		
	本省配分	一括配分	計	本省配分	一括配分	計
北海道開発局	101,621	87,956	189,577	11,825	11,625	23,450
東北地方整備局	73,831	67,514	141,345	9,057	5,575	14,632
関東地方整備局	174,844	78,844	253,688	10,020	1,574	11,594
北陸地方整備局	46,271	38,919	85,190	3,810	3,447	7,257
中部地方整備局	129,439	61,423	190,862	4,262	1,220	5,482
近畿地方整備局	117,724	61,996	179,720	7,740	3,158	10,898
中国地方整備局	79,867	51,150	131,017	5,511	3,022	8,533
四国地方整備局	56,903	33,676	90,579	3,575	2,922	6,497
九州地方整備局	103,214	55,917	159,131	8,199	1,618	9,817
沖縄総合事務局	28,629	11,140	39,769	3,620	200	3,820
合計	912,343	548,535	1,460,878	67,619	34,361	101,980

(注) 事業費ベース  
※上記の他に、調査費、諸費等がある。

国土交通省道路局は、令和3年度予算の成立を受けて、3月30日に道路関係予算配分概要を発表した。配分額は、事業費ベースで2兆2,351億円となっており、その内訳は、直轄事業1兆4,609億円、補助事業7,742億円となっている。

【配分方針】  
令和3年度予算においては、「防災・減災、国土強靱化」、「予防保全による老朽化対策」、「人流・物流を支えるネットワークの整備」、「安全・安心や賑わいを創出する空間の活用」に重点的取り組み、施策効果の早期実現を図り、道路整備を計画的に進められるよう配分を行っている。

【配分額(事業費)】  
直轄事業 1兆4,609億円  
補助事業 7,742億円  
合計 2兆2,351億円

【直轄事業】  
① 調査費、諸費等  
② 防災・安全交付金(国費8,540億円[対前年度比1.09(臨時・特別の措置を除く)]、社会資本整備総合交付金(国費6,311億円[対前年度比0.87(臨時・特別の措置を除く)])、社会資本整備総合交付金(国費77億円[対前年度比0.06])があり、地方の要望に応じて道路整備に充てることができる。

直轄事業 整備局別配分内訳表 (単位: 百万円)

北海道開発局 101,621 / 87,956 / 189,577 / 11,825 / 11,625 / 23,450  
東北地方整備局 73,831 / 67,514 / 141,345 / 9,057 / 5,575 / 14,632  
関東地方整備局 174,844 / 78,844 / 253,688 / 10,020 / 1,574 / 11,594  
北陸地方整備局 46,271 / 38,919 / 85,190 / 3,810 / 3,447 / 7,257  
中部地方整備局 129,439 / 61,423 / 190,862 / 4,262 / 1,220 / 5,482  
近畿地方整備局 117,724 / 61,996 / 179,720 / 7,740 / 3,158 / 10,898  
中国地方整備局 79,867 / 51,150 / 131,017 / 5,511 / 3,022 / 8,533  
四国地方整備局 56,903 / 33,676 / 90,579 / 3,575 / 2,922 / 6,497  
九州地方整備局 103,214 / 55,917 / 159,131 / 8,199 / 1,618 / 9,817  
沖縄総合事務局 28,629 / 11,140 / 39,769 / 3,620 / 200 / 3,820  
合計 912,343 / 548,535 / 1,460,878 / 67,619 / 34,361 / 101,980

【改正の概要】(○:政令規定事項 ●:省令規定事項)  
① 踏切道改良促進法関係  
(1) 踏切道改良促進法関係  
令和3年3月31日に「踏切道改良促進法等の一部を改正する法律」が成立し、踏切道の改良に関する改正内容が本年4月1日から施行されることとなった。このため必要な関係政令等について、所要の改正を行う。

【改正の概要】(○:政令規定事項 ●:省令規定事項)  
● 緊急輸送道路等に存する踏切道で、災害時にこれを迂回する場合の所要時間が10分以上増加すると見込まれること等の要件を全て満たすこととした。

国土交通省では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和3年3月31日までの緊急措置として、テイクアウトやテラス営業などのための道路占用許可

国土交通省では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和3年3月31日までの緊急措置として、テイクアウトやテラス営業などのための道路占用許可

国土交通省では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和3年3月31日までの緊急措置として、テイクアウトやテラス営業などのための道路占用許可

国土交通省道路局は、令和3年度予算の成立を受けて、3月30日に道路関係予算配分概要を発表した。配分額は、事業費ベースで2兆2,351億円となっており、その内訳は、直轄事業1兆4,609億円、補助事業7,742億円となっている。

【配分方針】  
令和3年度予算においては、「防災・減災、国土強靱化」、「予防保全による老朽化対策」、「人流・物流を支えるネットワークの整備」、「安全・安心や賑わいを創出する空間の活用」に重点的取り組み、施策効果の早期実現を図り、道路整備を計画的に進められるよう配分を行っている。

【配分額(事業費)】  
直轄事業 1兆4,609億円  
補助事業 7,742億円  
合計 2兆2,351億円

【直轄事業】  
① 調査費、諸費等  
② 防災・安全交付金(国費8,540億円[対前年度比1.09(臨時・特別の措置を除く)]、社会資本整備総合交付金(国費6,311億円[対前年度比0.87(臨時・特別の措置を除く)])、社会資本整備総合交付金(国費77億円[対前年度比0.06])があり、地方の要望に応じて道路整備に充てることができる。

比0.87(臨時・特別の措置を除く)があり、地方の要望に応じて道路整備に充てることができる。

※3. 東日本大震災からの復旧・復興対策事業として、社会資本整備総合交付金(国費77億円[対前年度比0.06])があり、地方の要望に応じて道路整備に充てることができる。

【事業別概要】  
【直轄事業】  
① 配分方針  
直轄事業については、国民の命と暮らしを守る代替性の確保や地域活性化に資する道路ネットワークによる地域・拠点の連携確保、また、我が国の成長力を確保する物流ネットワークなど、計画的な事業実施に必要な額を配分している。

表1 配分状況(全国) (単位: 億円)

区分	配分額
改築等	10,607
幹線道路ネットワーク整備	8,589
局所的な対策等	2,019
維持修繕	4,001
計	14,609

(注) 事業費ベース

表2 配分状況(全国) (単位: 億円)

区分	配分額
高規格道路、IC等アクセス道路その他	3,884
道路メンテナンス事業補助	3,858
計	7,742

(注) 事業費ベース  
※踏切道改良計画事業は高規格道路、IC等アクセス道路その他に含む

踏切道改良促進法等の一部を改正

令和2年度「道路ふれあい月間」推進標語  
『歩む道は心をつなぐ』  
『歩む道は心をつなぐ』  
『歩む道は心をつなぐ』

踏切道改良計画事業の個別補助制度の創設に伴い、踏切道の改良のために必要な地方公共団体が管理する道路における高架移設、車道又は歩道の拡幅等の改築に係る国の負担又は補助の割合の特例を規定する。  
●課題のある踏切道の改良を促進するため、  
・改良すべき踏切道の指定に係る基準として、鉄道とバリアフリー法に基づく特定道路とが交差している踏切道であること等を追加する。  
・踏切道の改良の方法として、踏切道の平滑化、踏切道密接関連道路の改良及び駅の出入口の新設を追加する。  
●災害時における踏切道の適確な管理を図るため、  
・災害時の管理方法を定めるべき踏切道の指定に係る基準として、重要物流道路・緊急輸送道路等に存する踏切道で、災害時にこれを迂回する場合の所要時間が10分以上増加すると見込まれること等の要件を全て満たすこととした。

“道路総合システムサービス”企業

NICHIREKI  
二チレキ株式会社  
東京都千代田区九段北4-3-29 TEL.03(3265)1511代表